熊本県公報

第１１３８３号
平成18年3月20日（月）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

規　則
○熊本県景観条例第33条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則……（都市計画課）1
告　示
○道路の区域変更……（道路総務課）1
○指定認知症対応型共同生活事業所の指定……（高齢者支援総室）2
○指定居宅サービス事業所の指定（通所介護）……（　〃　）2
公　告
○争議行為予告……（労働雇用課）2
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施期日の変更……（建　築　課）3
登　載　依　頼
○上益城地域保健医療推進協議会の開催……（上益城地域保健医療推進協議会）3
○第1回熊本県人権施策推進会議の開催……（人権同和対策課）3
○熊本県保健医療推進協議会の開催……（保健医療推進協議会）4

規　則

熊本県景観条例第33条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県規則第8号

熊本県景観条例第33条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則

熊本県景観条例第33条に規定する市町村の区域を定める規則（平成3年熊本県規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表天草町の項を次のように改める。

天草市	天草町の全域

附　則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

告　示

熊本県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月20日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月20日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	金山櫟野線	荒尾市樺字裏毘沙門 819番11地先から	前	13.6 ～ 17.2	43.5	24条工事

		荒尾市樺字裏毘沙門 819番7地先から	後	14.4 ～ 18.6	43.5	
〃	南田内大臣線	上益城郡山都町大字津留字舞鶴 1055番7地先から	後	3.8 ～ 6.0	72.0	単防災
		同字 1055番7地先まで	後	4.8 ～ 36.6	72.0	

2　区域変更する期日　平成18年3月20日

熊本県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月20日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
にしき園グループホーム 球磨郡錦町西70番地	社会福祉法人洋香会	平成18年3月3日

熊本県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月20日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
にしき園デイサービスセンターおおづる 球磨郡錦町西70番地	社会福祉法人洋香会	平成18年3月3日

公　告

熊本県公告第214号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成18年3月10日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成18年3月20日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

（1）　一方的労働協約破棄について直ちに交渉を再開すること。

（2）　健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。

（3）　人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること。

（4）　小児科、整形外科休止に伴う団体交渉を早急に行うこと。

（5）　増員・賃金・労働条件の改善

（6）　臨時職員に関する要求

（7）　患者サービス向上に関する要求

（8）　施設・設備の改善に関する要求

（9）　その他の要求

2　争議行為の日時

平成18年3月21日午前0時以降本問題の要求解決に至るまでの期間

３　争議行為を行う場所
　健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
４　争議行為の種類
　健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第 215 号

平成 18 年 3 月 1 日熊本県公告第 157 号（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分についての公開の聴聞の実施期日及び場所）は、熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年熊本県規則第 45 号）第 4 条第 2 項により、次のとおり変更する。

平成 18 年 3 月 20 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　聴聞の日時
　平成 18 年 3 月 29 日　午後 2 時
２　聴聞の場所
　熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号　熊本県庁行政棟本館 8 階 803 会議室
３　被聴聞者
　商　　号　　株式会社コンセル
　代表者氏名　　代表取締役　森下　文博
　事務所所在地　熊本県熊本市長嶺町 72 番地 2
　免許証番号　　熊本県知事（3）第 3730 号
　免許年月日　　平成 14 年 10 月 25 日

登載依頼

上益城地域保健医療推進協議会公告第 2 号

上益城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 3 月 20 日

上益城地域保健医療推進協議会長

１　開催日時
　平成 18 年 3 月 27 日　月曜日
　午後 2 時から午後 4 時まで
２　開催場所
　上益城郡御船町辺田見 396-1
　上益城地域振興局　3 階大会議室
３　議題
（１）上益城地域保健医療計画について
　ア　各団体の平成 16 年度の取組状況について
　イ　健康危機管理シミュレーションについて
（２）救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）実施報告
（３）保健福祉環境の概要について
（４）その他
４　傍聴者の定員
　10 人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
（２）傍聴の受付けは原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
　熊本県上益城郡御船町辺田見 400 番地
　上益城地域保健医療推進協議会事務局
　（熊本県御船保健所総務企画課）
　（電話 096-282-0016）

熊本県人権施策推進会議公告第 1 号

熊本県人権施策推進会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 18 年 3 月 20 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開催日時
平成 18 年 3 月 27 日（月）
午後 1 時 45 分から午後 2 時 45 分まで
2　開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階「多目的 AV 会議室」
3　議題
本県における人権施策の取組状況等について
4　傍聴者の定員
10人
5　傍聴手続
（1）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付けのうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（2）　傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
6　問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県人権施策推進会議事務局（熊本県環境生活部人権同和対策課）
（電話　096-333-2297）

熊本県保健医療推進協議会公告第２号

熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成 18 年 3 月 20 日
熊本県保健医療推進協議会　会長　二　塚　　信

1　開催日時
平成 18 年 3 月 28 日　（火）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
2　開催場所
熊本市東町四丁目 10-1
グランド肥後
3　議題
（1）　第 4 次熊本県保健医療計画の推進状況について
（2）　その他
4　傍聴者の定員
10人
5　傍聴手続き
（1）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）　傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
6　問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部地域医療推進課）
（電話 096-333-2204）

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成18年3月20日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成18年3月20日発行　電話(代)096－286－2221番
古紙配合率100%